

別紙

諮問第834号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定において非開示とした部分のうち、別表2に掲げる箇所については開示すべきであるが、その余の部分については非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇に関する①〇年〇〇から都への報告内容の分かる記録、②〇年〇〇から都への事故報告書、③その後追加で出された報告書、④〇が〇号で述べている調整及び協議についての記録、⑤それ以外に記録がある場合はそのすべて」の開示を求める本件開示請求に対し、実施機関である東京都教育委員会が令和2年11月17日付けで行った①及び②の対象保有個人情報に係る本件一部開示決定について、取消しを求めるというものである。

なお、実施機関は、③、④及び⑤の請求個人情報については不存在を理由とする非開示決定を行ったが、当該決定については本件審査請求の対象とはされていない。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は適正に行われたものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和3年1月21日に審査会へ諮問された。

審査会は、同年6月17日に実施機関から理由説明書を、同年8月10日に審査請求人から意見書を収受し、令和4年2月15日（第223回第一部会）から同年9月30日（第228回第一部会）まで、6回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件一部開示決定について

都内の公立学校に勤務する教職員の服務事故が発生した際は、事故発生報告等事務処理要綱（昭和46年10月11日東京都教育委員会教育長決定）の規定により、校長が「状況報告書」を作成する。都立学校の場合は、当該学校を管轄する学校経営支援センターを通じて東京都教育委員会へ状況報告書を提出し、区市町村立学校の場合は、校長から報告を受けた区市町村教育委員会が任命権者である東京都教育委員会へ報告する必要があると判断したものについて、状況報告書を提出することとなっている。

状況報告書には、「『学校に勤務する教職員の事故発生にかかる状況報告書作成要領』の制定について」（平成8年8月5日付8教人職第311号）に基づき、事故を起こした教職員（以下「事故者」という。）、当該事故の被害者である児童生徒及び関係者の氏名等のほか、事故発生の日時、場所、発生時の状況、区市町村教育委員会及び学校の対応措置、区市町村教育委員会の所見等の事項を記載することとなっている。任命権者である東京都教育委員会は、状況報告書の内容を元に、場合により、事故者、監督者、被害者、関係者等への事情聴取を行い認定した事実に踏まえ、事故者及び監督者に対する懲戒処分又は措置等（以下「処分等」という。）の量定に係る原案を作成の上、教職員懲戒分限審査委員会に諮問し、その答申を踏まえて処分等を決定する。

実施機関は、本件開示請求に対し、「①〇年〇〇から都への報告内容の分かる記録」及び「②〇年〇〇から都への事故報告書」に係るものとして、〇〇教育委員会から提出を受けた審査請求人を被害者とする教職員の服務事故に係る状況報告書（以下「本件状況報告書」という。）を特定した上、別表1に掲げる情報が記載された部分について、条例16条2号若しくは6号又はそのいずれにも該当するとして、本件一部開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件一部開示決定の取消しを求めているため、審査会は、別表1に掲げる本件非開示情報1から12までの非開示妥当性について検

討する。

イ 本件非開示情報 1 について

本件非開示情報 1 は、本件状況報告書の件名部分における記載の一部である。本件状況報告書は、前記のとおり、審査請求人を被害者とする特定教職員（以下「本件事故者」という。）の服務事故に係る状況報告書として作成されたものであるから、これに記載された情報は、全体として本件事故者に関する情報に当たるが、審査会が見分したところ、本件非開示情報 1 は、本件事故者に関する個別の情報を含む記載ではなく、単に教職員の事故に関する報告書であることを示す一般的な表記にすぎないことから、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報には当たらず、これを開示することにより、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、本件非開示情報 1 は、条例16条 2 号本文に該当せず、開示すべきである。

ウ 本件非開示情報 2 について

理由説明書によると、本件非開示情報 2 が開示された場合、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとのことである。この点について、審査会が事務局職員をして実施機関に聴取させたところ、本件非開示情報 2 は事故の種類が記載された部分であって、当該情報は教職員の身分取扱いに係る情報であることから、条例16条 2 号に該当し、非開示としたとのことである。

審査会が見分したところ、本件非開示情報 2 は、事故の種類が記載された部分であり、このうち「1 事故の種類」欄には、審査請求人を被害者とする服務事故の種類と、本件事故者が起こした別の児童を被害者とする服務事故の種類が、その内容において不可分の状態で記載されていることが確認される。

本件状況報告書は、本件事故者が起こした服務事故に係る報告書として作成されたものであるから、これに記載された情報は、全体として本件事故者に関する情報に当たり、審査請求人以外の個人に関する情報として条例16条 2 号に該当するが、同号ただし書ハにより、当該個人が公務員等である場合については、その職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る

部分を非開示情報から除外することとされている。

教育現場における教育指導等の過程で発生した教職員の服務事故に関する情報は、公務員等の職務の遂行に係る情報に当たり、その事故の種類に係る情報は、当該職務遂行の内容に含まれるというべきであるから、本件非開示情報2のうち、審査請求人を被害者とする服務事故の種類に係る記載は、同号ただし書ハに該当すると認められる。また、審査請求人は当該事故の被害者として、当該事故の種類を当然知っているものと解されることから、同号ただし書イにも該当する。しかしながら、本件非開示情報2のうち、別の児童を被害者とする事故の種類が記載された部分は、本件事故者の個人情報であるだけでなく、当該児童に関する情報でもあることから、条例16条2号本文に該当し、ただし書イないしハのいずれにも該当しない。

なお、実施機関は、本件状況報告書に記載された情報が、本件事故者に対する処分等の量定判断の基礎とされることを理由に、本件非開示情報2が当該事故者の身分取扱いに係る情報に該当する旨を主張しているものと解されるが、本件非開示情報2は、単なる事故の種類に記載にすぎず、これを開示することにより、当該事故者に対する懲戒処分の有無やその内容等が明らかになるわけではないのであるから、当該情報がそれ自体として身分取扱いに係る情報であるということとはできない。

したがって、本件非開示情報2のうち、他の児童に係る事故の種類が記載された部分（別表2に掲げる部分を除いた部分）は、条例16条2号本文に該当し、非開示が妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同号ただし書イ及びハに該当し、開示すべきである。

エ 本件非開示情報3について

審査会が見分したところ、本件状況報告書には、本件事故者が起こした2件の服務事故に関する情報が記録されており、そのうち1件は審査請求人とは無関係の服務事故であることが確認される。本件非開示情報3は、本件事故者が起こした他の児童に係る服務事故の情報が記載された部分であって、その内容において審査請求人を被害者とする服務事故の情報とは可分の状態で記録されているものと認められることから、当該部分は、そもそも審査請求人を本人とする保有個人

情報には該当しない。

したがって、本件非開示情報 3 については、本来であれば、本件開示請求の対象外として白抜き処理をした上、当該部分は審査請求人の保有個人情報には含まれない旨を明記する等の取扱いとすべきであったが、実施機関が本件一部開示決定において当該部分を条例16条2号により非開示とした判断は、開示しないという点において、結論として妥当であると認められる。

オ 本件非開示情報 4 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 4 は、本件事故者の氏名、年齢、生年月日、所属校、担当教科等に係る記載であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例16条2号本文に該当する。しかしながら、審査請求人は本件開示請求に係る服務事故の被害者であることから、本件非開示情報 4 のうち、本件事故者の氏名や所属校といった、審査請求人が当然知り得ると考えられる情報については、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、本件非開示情報 4 のうち、別表 2 に掲げる部分については、条例16条2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

カ 本件非開示情報 5 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 5 は、事故の関係者の氏名等であり、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例16条2号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示情報 5 は、条例16条2号に該当し、非開示が妥当である。

キ 本件非開示情報 6 について

審査会が見分したところ、本件状況報告書には、本件事故者が起こした 2 件の服務事故に関する情報が記録されており、そのうち 1 件は審査請求人とは無関係の服務事故であることが確認される。本件非開示情報 6 は、本件事故者が起こし

た別の児童に係る事故に関する情報が記載された部分であって、その内容において審査請求人を被害者とする服務事故の情報とは可分の状態で記録されているものと認められることから、当該部分はそもそも審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

したがって、本件非開示情報6については、本来であれば、本件開示請求の対象外として白抜き処理をした上、当該部分は審査請求人の保有個人情報には含まれない旨を明記する等の取扱いとすべきであったが、実施機関が本件一部開示決定において当該部分を条例16条2号及び6号により非開示とした判断は、開示しないという点において、結論として妥当であると認められる。

ク 本件非開示情報7について

実施機関の説明によると、本件非開示情報7は、審査請求人以外の個人に関する情報であることから、条例16条2号に該当するほか、当該情報が開示されることとなると、今後、同種の事故が発生した場合に、当事者等からの事情聴取等による適切な情報収集が困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあることから、同条6号にも該当するため、非開示としたことである。

審査会が見分したところ、本件非開示情報7には、本件事故者が起こした事故の種類が記載され、その内容は本件非開示情報2のうち別表2に掲げる「4 当事者・関係者の氏名等」欄の記載と同一であることが確認される。そうすると、前記ウで検討したとおり、当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報ではあるが、教育現場における職務遂行の内容に係る情報に当たることから、条例16条2号ただし書ハに該当すると認められるほか、審査請求人は当該事故の被害者として、当該事故の種類を当然知っているものと解されることから、同号ただし書イにも該当する。

また、実施機関は、当該情報を開示することにより、今後同種の事故が発生した際に当事者等からの適切な情報収集が困難となる旨を主張するが、一般に、事故の種類が開示されたからといって、以後当事者等から事情聴取等への協力が得られなくなるといったことは想定し難く、この点について実施機関は何ら具体的な説明をしていないのであるから、結局、これを開示することにより、人事管理

に係る事務の公正かつ円滑な遂行に具体的な支障を及ぼすおそれがあるものとは認められない。

したがって、本件非開示情報7は、条例16条2号ただし書イ及びハに該当し、同条6号に該当しないことから、開示すべきである。

ケ 本件非開示情報8について

実施機関の説明によると、本件非開示情報8は、審査請求人以外の個人に関する情報であることから、条例16条2号に該当するほか、当該情報が開示されることとなると、今後、同種の事故が発生した場合に、当事者等からの事情聴取等による適切な情報収集が困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあることから、同条6号にも該当するため、非開示としたことである。

審査会が見分したところ、本件非開示情報8は、本件事故者の氏名、職名、事故発生の日時及び場所が記載された部分であって、これらは審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例16条2号本文に該当する。しかしながら、審査請求人は当該事故の被害者であり、これらの情報はいずれも審査請求人が当然知っているものと解されることから、本件非開示情報8は、同号ただし書イに該当すると認められる。

また、審査請求人本人が知り得る情報を本人に開示することにより、当事者等からの適切な情報収集が困難となるものとは到底考えられず、この点に関する実施機関の主張は抽象的であって、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。

したがって、本件非開示情報8は、条例16条2号ただし書イに該当し、同条6号に該当しないことから、開示すべきである。

コ 本件非開示情報9について

実施機関の説明によると、本件非開示情報9は、審査請求人以外の個人に関する情報であることから、条例16条2号に該当するほか、当該情報が開示されることとなると、今後、同種の事故が発生した場合に、当事者等からの事情聴取等による適切な情報収集が困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に

支障が生じるおそれがあることから、同条6号にも該当するため、非開示とした
とのことである。

本件非開示情報9は、「5 発生の状況」(2)の①「当事者・関係者からの
事情聴取内容」欄のうち本件事故者からの事情聴取内容が記載された部分、及び
同(2)の②「確認した事故発生の経緯及び事実」欄の記載、並びに「6 学校
及び〇〇教育委員会の対応措置」欄の記載である。これらはいずれも本件事故者
が起こした服務事故の具体的な状況等に係る情報であるから、審査請求人以外の
個人に関する情報として、条例16条2号本文に該当するが、既に述べたとおり、
教育現場における教育指導等の過程で発生した教職員の服務事故に係る情報は、
公務員等の職務の遂行に係る情報に当たることから、当該情報のうち、その職及
び職務遂行の内容に係る部分は、同号ただし書ハに該当する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報9のうち、「5 発生の状況」
(2)の①「当事者・関係者からの事情聴取内容」欄における本件事故者からの
事情聴取内容が記録された部分には、本件事故者の主観的な認識、評価又は心情
等が如実に描写された部分が含まれていることが確認される。当該部分は、本件
事故者の一個人としての内面に関わる情報であって、職務遂行の内容に係る情報
には当たらず、審査請求人が知り得る性質のものでもないことから、これを開示
することにより、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの
として、同条2号本文に該当すると認められる。したがって、当該部分については、
同条6号該当性を論ずるまでもなく、非開示が妥当である。

また、「6 学校及び〇〇教育委員会の対応措置」欄には、他の児童に係る服
務事故について記録された部分が含まれており、当該部分は、その内容において
審査請求人を被害者とする服務事故の情報とは可分の状態で記録されているもの
と認められることから、そもそも審査請求人を本人とする保有個人情報には該当
しない。したがって、当該部分については、本来であれば、本件開示請求の対象
外として白抜き処理をした上、審査請求人の保有個人情報には含まれない旨を明
記する等の取扱いとすべきであったが、実施機関が本件一部開示決定において当
該部分を条例16条2号及び6号により非開示とした判断は、開示しないという点
において、結論として妥当であると認められる。

本件非開示情報のうち、上記を除く部分は、本件事故者が起こした審査請求人

を被害者とする服務事故の具体的な発生状況並びに学校及び教育委員会による対応措置等に係る客観的な事実が記載されているにすぎないことから、いずれも公務員の職務遂行の内容に係る情報に当たり、条例16条2号ただし書ハに該当する。また、そのような情報を開示することにより、当事者等からの適切な情報収集が困難になるものとは考えられず、実施機関が主張するような事務遂行上の支障のおそれが生ずるものとは認められないため、同条6号には該当しない。

以上のことから、本件非開示情報9のうち、別表2に掲げる部分については、条例16条2号ただし書ハに該当し、同条6号には該当しないことから、開示すべきであるが、その余の部分については、非開示としたことは妥当であると認められる。

サ 本件非開示情報10について

審査会が見分したところ、本件非開示情報10のうち、事故の関係者の氏名等は審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例16条2号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、事故の関係者に対して行った事情聴取の内容は、各人がそれぞれの認識に基づいて述べた内容であることから、開示が前提となると、今後、同種の事故が発生した場合に、事情聴取を受けた者がありのままの認識に基づいて率直かつ詳細に説明することを躊躇するようになるなど、目撃者等の関係者から正確な情報収集を行うことが困難となるものと認められる。前記アのとおり、事故者への処分等が、状況報告書の内容等を踏まえて任命権者により決定されるものであることからすると、正確な情報収集ができない場合、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるものと認められる。

したがって、本件非開示情報10は、条例16条2号及び6号に該当し、非開示が妥当である。

シ 本件非開示情報11について

実施機関の説明によると、本件非開示情報11が開示されることとなると、教育委員会職員が率直な意見等を記入しなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務

の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるとのことである。

審査会が見分したところ、本件非開示情報11は、教職員の服務事故に対する教育委員会の見解や、服務規律確保に向けた教職員への指導等の取組状況に関する記述など、極めて一般的な見解又は客観的事実に係る記載にすぎないものと解されることから、当該部分を開示することにより、教育委員会が今後これらの見解等について記載することを躊躇するようになるといった具体的なおそれは認められない。

したがって、本件非開示情報11は、条例16条6号に該当しないため、開示すべきである。

ス 本件非開示情報12について

実施機関の説明によると、本件非開示情報12は、審査請求人以外の個人に関する情報であることから、条例16条2号に該当するほか、当該情報が開示されることとなると、今後、同種の事故が発生した場合に、当事者等からの事情聴取等による適切な情報収集が困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあることから、同条6号にも該当するため、非開示としたことである。

審査会が見分したところ、本件非開示情報12は、「8 添付資料」欄の全ての情報であるが、その内容は、資料の番号及び名称が一覧形式で記載された部分並びに3点の資料本体であって、3点のうち1点は、本件事故者が起こした別の児童に係る服務事故の資料であることが確認された。当該資料及びその名称等が記載された部分は、その内容において審査請求人を被害者とする服務事故の情報とは可分の状態で記録されているものと認められることから、そもそも審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。したがって、当該部分については、本来であれば、本件開示請求の対象外として白抜き処理をした上、審査請求人の保有個人情報には含まれない旨を明記する等の取扱いとすべきであったが、実施機関が本件一部開示決定において当該部分を条例16条2号及び6号により非開示とした判断は、開示しないという点において、結論として妥当であると認められる。

上記を除く2点の資料は、審査請求人を被害者とする服務事故発生時の写真及

び現場見取り図であり、このうち写真は、本件事故者と審査請求人のほか、複数の児童が写っていることから、審査請求人以外の個人に関する情報に当たるが、その解像度は極めて低いため、当該児童らについては、特定の個人を識別することはできず、そうである以上、これを開示することにより、当該児童らの権利利益を害するおそれがあるとも認められないので、条例16条2号本文に該当しない。他方、本件事故者については、氏名が記載されており、個人を識別できる状態であることから、同条2号本文に該当するが、教育現場で発生した服務事故に係る情報は職務の遂行に係る情報に当たり、当該写真はその事故発生時の状況を説明するための重要な資料として、職務遂行の内容に係る情報に含まれるものであるから、当該写真のうち、本件事故者が写っている部分は、同号ただし書ハに該当する。また、審査請求人は当該事故の被害者として、当該写真における被写体のいずれが本件事故者であるかを当然知り得るものと解されることから、同号ただし書イにも該当すると認められる。

次に、現場見取り図は、事故発生時における当事者及び関係者の位置又は配置を示したものであり、審査請求人以外の個人に関する情報に当たるが、関係者の位置等は、いずれも共通の記号で図示されているにすぎないことから、特定個人を識別できる情報には当たらず、これを開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められないため、条例16条2号本文に該当しない。これに対し、本件事故者の位置については、特別の記号を用いた図示により具体的に特定されているため、同号本文に該当するが、当該部分は、本件事故者による職務遂行の内容に係る情報に当たることから、同号ただし書ハに該当するとともに、審査請求人が当然知っている情報であると考えられるため、同号ただし書イにも該当する。

また、資料一覧の記載のうち、当該2点の資料の名称が記載された部分は、本件事故者が起こした服務事故に関する情報であるから、審査請求人以外の個人に関する情報に当たるが、その記載は、単に事故の種類と、当該資料が当該事故発生時の写真及び現場見取り図である旨を示しているにすぎないことから、特定個人を識別できる情報には当たらず、これを開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められないため、同条2号本文に該当しない。

そして、同条2号本文の非開示情報に該当しない以上、これらの情報を開示す

ることにより、当事者等からの適切な情報収集が困難となるものとは想定し難く、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれは認められないため、同条6号には該当しない。

以上のことから、本件非開示情報12のうち、別表2に掲げる部分については、条例16条2号本文及び6号のいずれにも該当しないため、開示すべきであるが、その余の部分については、非開示としたことは妥当であると認められる。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、中村 晶子

別表1

実施機関による決定通知書		非開示情報	本件 非開示 情報	
開示しない部分	根拠規定			
<ul style="list-style-type: none"> ・件名の一部 ・「1 事故の種類」欄 ・「2 発生日時」欄(1) ・「3 発生場所」欄(1) ・「4 当事者・関係者の氏名等」欄(1) ・「4 当事者・関係者の氏名等」欄(2)の「当事者」欄(開示請求者の「学年・学級」、「氏名」、「生年月日・年齢」を除く。)及び「関係者」欄 	条例16条 2号	文書件名の一部	1	
		「1 事故の種類」欄の事故の種類名	2	
		「2 発生日時」欄(1)の発生日時	3	
		「3 発生場所」欄(1)の発生場所	3	
		「4 当事者・関係者の氏名等」欄(1) ・発生日時 ・当事者欄:事故の種類名、教職員に係る情報(所属校、職、氏名、生年月日、年齢、担任、担当教科、校務分掌、教職年数)、児童に係る情報(学年・学級、氏名、生年月日、年齢) ・関係者欄:学年・学級、氏名 ・保護者欄:氏名、住所	3	
		「4 当事者・関係者の氏名等」欄(2)の「当事者」欄(開示請求者の「学年・学級」、「氏名」、「生年月日・年齢」を除く。)	事故の種類名(2か所)	2
			教職員に係る情報(所属校、職、氏名、生年月日、年齢、担任、担当教科、校務分掌、教職年数)	4
		「4 当事者・関係者の氏名等」欄(2)の「関係者」欄の学年・学級、氏名		5
<ul style="list-style-type: none"> ・「5 発生の状況」欄(1) ・「5 発生の状況」欄(2)①の「当事者」欄(開示請求者の「学年・学級」、「氏名」及び事情聴取内容を除く。)及び「関係者」欄 ・「5 発生の状況」欄(2)② ・「6 学校及び〇〇教育委員会の対応措置」欄 ・「8 添付資料」欄 	条例16条 2号 条例16条 6号	「5 発生の状況」欄(1) ・発生日時 ・当事者欄:事故の種類名、教職員の職及び氏名、発生日時、発生場所、事情聴取内容 ・関係者欄:学年・学級、氏名、発生日時、発生場所、事情聴取内容 ・確認した事故発生の経緯及び事実内容	6	
		「5 発生の状況」欄(2)①の「当事者」欄(開示請求者の「学年・学級」、「氏名」及び事情聴取内容を除く。)	事故の種類名(2か所)	7
			職、氏名、発生日時、発生場所	8
			事情聴取内容	9
		「5 発生の状況」欄(2)①の「関係者」欄の学年・学級、氏名、発生日時、発生場所、事情聴取内容		10
		「5 発生の状況」欄(2)②の確認した事故発生の経緯及び事実内容		9
		「6 学校及び〇〇教育委員会の対応措置」欄の対応措置内容		9
		「8 添付資料」欄の資料名一覧及び添付資料3点		12
「7 教育委員会所見」欄	条例16条 6号	「7 教育委員会所見」欄の所見内容	11	

別表2 開示すべき部分

本件 非開示 情報	開示すべき部分
1	全て
2	<ul style="list-style-type: none"> ・「1 事故の種類」欄の1文字目から2文字目まで ・「4 当事者・関係者の氏名等」欄(2)の「当事者」欄のうち、事故の種類名の記載(2か所)
4	「4 当事者・関係者の氏名等」欄(2)の「当事者」欄のうち、本件事故者の所属、職、氏名、担任、担当教科、校務分掌
7	「5 発生の状況」欄(2)①の「当事者」欄のうち、事故の種類名の記載(2か所)
8	「5 発生の状況」欄(2)①の「当事者」欄のうち、本件事故者の職、氏名及び本件事故に係る日時、場所
9	<ul style="list-style-type: none"> ・「5 発生の状況」欄(2)①の「当事者」欄の事情聴取内容のうち、1行目から37行目まで、47行目14文字目から57行目まで、59行目3文字目から83行目まで及び91行目から105行目まで ・「5 発生の状況」欄(2)②の全て ・「6 学校及び〇〇教育委員会の対応措置」欄のうち、1行目から48行目まで及び71行目から72行目まで
11	全て
12	「8 添付資料」欄の資料名の2行目及び3行目、添付資料2枚目の現場見取り図並びに3枚目及び4枚目の写真